

報告案件一覧表（既存店の変更届出等）

NO	届出日	店舗の名称 (市町村名)	小売業者	変更事項	変更日	市町村 意見	住民意見	県意見
1	16.4.30	株式会社西友浦安店 (浦安市)	(株)西友(GMS)	駐輪場収容台数の減(609 台→568台)	16.5.1	なし	なし	なし 16.12.1
2	16.5.20	ファッションセンターしまむら 白井店(白井市)	(株)しまむら(衣料品) ほか	閉店時刻の変更(24時間) ほか	16.5.22	なし	なし	なし 16.12.15
3	16.5.27	ステーションセンター 一船橋(船橋市)	(株)大島中村屋(食料品 販売)ほか	駐車場の位置、出入口の 数及び位置の変更(2か 所→3か所)	16.7.1	なし	なし	なし 16.12.15
4	16.6.10	ニッケコルトンプラ ザ(市川市)	(株)ダイエー(GMS)ほ か	開店時刻及び閉店時刻の 変更(10:00～21:00→ 9:00～23:00)ほか	16.7.17	あり (対応済)	なし	なし 17.1.5
5	16.6.18	カワチ薬品成田ニュー タウン店(成田市)	(株)カワチ薬品(薬)	開店時刻及び閉店時刻の 変更(10:00～20:00→ 9:00～22:00)ほか	16.6.19	なし	なし	なし 17.1.5
6	16.7.1	コジマNEWユーカリ が丘店(佐倉市)	(株)コジマ(電器製品)	閉店時刻の変更(20:00 →21:00)ほか	16.7.2	あり (対応済)	なし	なし 17.1.17
7	16.7.6	白井ラパモール (白井市)	(株)東武ストア(食品ス ーパー)	開店時刻及び閉店時刻の 変更(10:00～20:00→ 9:30～21:45)ほか	16.7.15	なし	なし	なし 17.1.17
8	16.6.1	カワチ薬品旭店 (旭市)	(株)カワチ薬品(薬)	駐輪場の位置の変更	17.2.2	なし	なし	なし 17.1.12
9	16.7.6	サンピア (東金市)	イオン(株)(GMS)ほか	閉店時刻の変更(20:00 →22:00)イオン(食品以 外)ほか	16.7.8	なし	なし	なし 17.1.14
10	16.7.9	マルエツ国分寺台店 (市原市)	(株)マルエツ(食品スー パー)	閉店時刻の変更(21:00 →21:50)ほか	16.7.13	あり (対応済)	なし	なし 17.1.24

報告案件一覧表（既存店の変更届出等）

NO	届出日	店舗の名称 (市町村名)	小売業者	変更事項	変更日	市町村 意見	住民意見	県意見
1 1	16.7.13	(仮称) 館山マーケッ トプレイス (館山市)	(株)尾張屋 (食品スーパ ー)	廃棄物保管施設の位置の 変更	17.3.14	なし	なし	なし 17.1.14
1 2	16.4.30	根本ビル (松戸市)	(株)ライフコーポレー ション (SM)	開店・閉店時刻の変更 (10:00～21:00→09:00～ 22:00) ほか	16.5.16	なし	なし	なし 16.12.14
1 3	16.6.3	コープ鎌ヶ谷 (鎌ヶ谷市)	生活協同組合ちばコ ープ (食品スーパー)	開店・閉店時刻の変更 (10:00～21:00→09:00～ 23:00) ほか	16.6.10	あり (対応済)	なし	なし 17.1.14
1 4	16.6.8	新柏一丁目店舗 (柏市)	(株)東武ストア (食品ス ーパー)	開店・閉店時刻の変更 (10:00～21:00→09:00～ 21:45) ほか	16.6.25	なし	なし	なし 17.1.14
1 5	16.6.10	野田みずきショッピ ングセンター1期 (野田市)	(株)いなげや (食品スー パー) ほか	増床 (2,997 m ² → 3,742 m ²)、駐車場収容台数減 (272 台 → 230 台) ほか	17.3.1	あり (対応済)	なし	なし 17.1.12
1 6	16.6.10	山崎ビル (野田市)	(株)マルエツ (食品スー パー) ほか	閉店時刻の変更 (20:30 →21:50) ほか	16.6.15	あり (対応済)	なし	なし 17.1.14

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：株式会社西友浦安店
- 2 所在地：浦安市北栄1丁目548番地1ほか
- 3 建物設置者：株式会社エスシーシー 代表取締役 高橋 司ほか
- 4 小売業者名：株式会社西友（業種：GMS）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 駐輪場の収容台数
 - （変更前）609台
 - （変更後）568台
 - (2) 変更年月日 平成16年5月1日
- 6 処理経過：
 - ①届出日 平成16年4月30日
 - ②公告縦覧期間 平成16年6月18日～16年10月18日
 - ③説明会 平成16年6月18日 不要承認
- 7 市町村・住民等の意見：
 - ・浦安市の意見 なし
 - ・住民等の意見 なし
- 8 県の意見 「意見なし」 平成16年12月1日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、駐輪場の収容台数の変更であり、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市の意見がなかったこと。
- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

- ① 店舗面積：10,571㎡
- ② 駐車場の収容台数：130台
- ③ 駐輪場の収容台数：568台
- ④ 荷さばき施設の面積：112㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：62m³
- ⑥ 営業時間
 - 開店時刻：午前9時
 - 閉店時刻：午後11時
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯
 - 午前9時～午後11時15分
- ⑧ 駐車場の出入口の数：3か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯
 - 午前6時～午後10時

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：ファッションセンターしまむら白井店
- 2 所在地：白井市根字大松1965番地2ほか
- 3 建物設置者：有限会社カザマ 代表取締役 風間 孝夫
- 4 小売業者名：株式会社しまむら（業種：衣料品販売）ほか

5 変更しようとする事項

(1) 閉店時間

(変更前) 午後9時

(変更後) 翌午前10時

*変更は株式会社ビッグ・エーのみ

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分～午後9時30分

(変更後) 午前9時30分～翌午前9時30分

*変更は株式会社ビッグ・エーのみ

(3) 変更年月日 平成16年5月22日

6 処理経過：

- ①届出日 平成16年5月20日
- ②公告縦覧期間 平成16年6月22日～16年10月22日
- ③説明会 平成16年5月21日 午後2時～ 午後4時～
白井市大松自治会集会所

7 市町村・住民等の意見：

- ・白井市の意見 なし
- ・住民等の意見 なし

8 県の意見 「意見なし」 平成16年12月15日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、営業時間を24時間にする変更であり、夜間にかかるものではあるが、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく白井市及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

- ① 店舗面積：1,498㎡
- ② 駐車場の収容台数：88台
- ③ 駐輪場の収容台数：60台
- ④ 荷さばき施設の面積：85㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：44m³
- ⑥ 営業時間
開店時刻：午前10時
閉店時刻：午後8時
(ビッグ・エーは翌午前10時)
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯
午前9時30分～翌午前9時30分
- ⑧ 駐車場の出入口の数：2か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯
・午後8時～翌午前9時(しまむら)
・午後0時～午後3時・午後9時
翌午前8時(ビッグ・エー)

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：ステーションセンター船橋
- 2 所在地：船橋市本町1丁目1161番地2ほか
- 3 建物設置者：株式会社ジェイアール東日本 代表取締役 力村 周一郎
- 4 小売業者名：株式会社大島中村屋（業種：食料品販売）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置
 - (変更前) ステーションセンター船橋駐車場、船橋駅北口地下駐車場
 - (変更後) 船橋駅南口再開発ビル地下駐車場、船橋駅北口地下駐車場
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (変更前) 2か所
 - (変更後) 3か所
 - (3) 変更年月日 平成16年7月1日
- 6 処理経過：
 - ①届出日 平成16年5月27日
 - ②公告縦覧期間 平成16年6月25日～16年10月25日
 - ③説明会 平成16年6月25日開催不要承認
- 7 市町村・住民等の意見：
 - ・船橋市の意見 なし
 - ・住民等の意見 なし
- 8 県の意見 「意見なし」 平成16年12月15日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、駐車場の位置等の変更であり、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市の意見がなかったこと。
- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

- ① 店舗面積：9,416㎡
- ② 駐車場の収容台数：85台
- ③ 駐輪場の収容台数：150台
- ④ 荷さばき施設の面積：304㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：56m³
- ⑥ 営業時間
 - 開店時刻：午前8時
 - 閉店時刻：午前0時
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯
 - 午前8時～午前0時
- ⑧ 駐車場の出入口の数：3か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯
 - ・午前4時40分～午後11時

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：ニッケコルトンプラザ
- 2 所在地：市川市鬼高1丁目9番地1
- 3 建物設置者：日本毛織株式会社 代表取締役 降井 利光
- 4 小売業者名：株式会社ダイエー（業種：GMS）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 開店時刻及び閉店時刻
 - (変更前) 午前10時(年間20日午前9時)～午後9時(年間60日午後10時)
 - (変更後) 午前9時～午後11時
 - *株式会社ダイエーのみ
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (変更前) 午前9時30分(年間20日午前8時30分)～午後9時30分(年間60日午後10時30分)
 - (変更後) 午前8時30分～午後11時30分
 - (3) 変更年月日 平成16年7月17日
- 6 処理経過：
 - ①届出日 平成16年6月10日
 - ②公告縦覧期間 平成16年7月16日～16年11月16日
 - ③説明会 平成16年7月8日 午後3時～
ダイエーいちかわコルトンプラザ店3階会議室
- 7 市町村・住民等の意見：
 - ・市川市の意見 有り
 - ① 来店車両について効率的な交通誘導を行うこと。また、今後駐車場需要が増加した場合は、速やかに対応すること。
 - ② 騒音規制法、市川市環境保全条例等を遵守し、周辺住民の生活環境の保全に配慮すること。
 - ・住民等の意見 なし
- 8 県の意見 「意見なし」 平成17年1月5日通知

<理由>

<店舗概要>

- ① 店舗面積：44,009㎡
- ② 駐車場の収容台数：2,025台
- ③ 駐輪場の収容台数：2,396台
- ④ 荷さばき施設の面積：1,070㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：259m³
- ⑥ 営業時間
 - 開店時刻：午前9時
 - 閉店時刻：午後11時
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯
午前8時30分～午後11時30分
- ⑧ 駐車場の出入口の数：8か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯
・午前6時～午後9時

- (1) 当該変更は、夜間に係る営業時間の変更であるが、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市の意見に対して、
- ① 現在祝祭日については交通誘導員を19人配置しており、そのうち12人を店舗外周に配置し、交通誘導に努め、駐車場車室誘導システムも設置し、駐車場内でもスムーズに駐車できるよう対応しております。また、JR本八幡駅から無料シャトルバスも運行し、車以外でも来店できるようホームページ等で告知しております。今後、駐車場需要が増加した場合は速やかに対応致します。
 - ② 騒音規制法、市川市環境保全条例等の関係法令を遵守し、周辺住民の生活環境の保全に配慮するために夜間の駐車場出庫ブザーの音量を下げること、また、車両出入口や荷さばき施設を住居に影響の少ない施設南北に設置しており、さらに騒音発生機器の定期的なメンテナンスによる劣化の防止等の対応をして参ります。
- としており、妥当な対応がなされているものと認められること。
- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：カワチ薬品成田ニュータウン店
- 2 所在地：成田市赤坂3丁目1番地5
- 3 建物設置者：株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二
- 4 小売業者名：株式会社カワチ薬品（業種：薬・日用品販売）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前10時～午後8時（年間60日 午後9時）
(変更後) 午前9時～午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前10時～午後8時（年間60日 午後9時）
(変更後) 午前8時45分～午後10時30分
 - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前10時～午後8時
(変更後) 午前7時～午後10時
 - (4) 変更年月日 平成16年6月19日
- 6 処理経過：
 - ①届出日 平成16年6月18日
 - ②公告縦覧期間 平成16年7月23日～16年11月23日
 - ③説明会 平成16年7月20日 不要承認
- 7 市町村・住民等の意見：
 - ・成田市の意見 なし
 - ・住民等の意見 なし
- 8 県の意見 「意見なし」 平成17年1月5日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、営業時間の変更であるが、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

- ① 店舗面積：2,656㎡
- ② 駐車場の収容台数：251台
- ③ 駐輪場の収容台数：30台
- ④ 荷さばき施設の面積：228㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：36m³
- ⑥ 営業時間
開店時刻：午前9時
閉店時刻：午後10時
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯
午前8時45分～午後10時30分
- ⑧ 駐車場の出入口の数：2か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯
午前7時～午後10時

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：コジマNEWユーカリが丘店
- 2 所在地：佐倉市南ユーカリが丘12番地1ほか
- 3 建物設置者：穂高株式会社 代表取締役 松岡 龍雄
- 4 小売業者名：株式会社コジマ（業種：電器製品販売）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 閉店時刻
 - （変更前）午後8時
 - （変更後）午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - （変更前）午前9時30分～午後8時30分
 - （変更後）午前9時30分～午後9時30分
 - (3) 変更年月日 平成16年7月2日
- 6 処理経過：
 - ①届出日 平成16年7月1日
 - ②公告縦覧期間 平成16年7月30日～16年11月30日
 - ③説明会 平成16年8月11日 午後2時～ 志津コミュニティーセンター
- 7 市町村・住民等の意見：
 - ・佐倉市の意見 有り
 - 廃棄物の減量化及びリサイクルについて、引続き御協力願います。
 - ・住民等の意見 なし
- 8 県の意見 「意見なし」 平成17年1月17日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、営業時間の変更であるが、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響はないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市の意見に対して
 - 商品搬入ダンボール減量のために可能な範囲で折りたたみコンテナを使用していることやお客様の廃家電をメーカーに直送して適正処理を行っていること等、廃棄物減量化やリサイクルのために現在行っていることを引続き実施いたします。
 - としており、妥当な対応がなされているものと認められること。
- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

- ① 店舗面積：1,350㎡
- ② 駐車場の収容台数：54台
- ③ 駐輪場の収容台数：40台
- ④ 荷さばき施設の面積：52㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：20m³
- ⑥ 営業時間
 - 開店時刻：午前10時
 - 閉店時刻：午後9時
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯
 - 午前9時30分～午後9時30分
- ⑧ 駐車場の出入口の数：4か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯
 - 午前9時～午後9時

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：白井ラパモール
- 2 所在地：白井市富士字西137番地2ほか
- 3 建物設置者：株式会社ヒダカ 代表取締役 古川 喜隆
- 4 小売業者名：株式会社東武ストア（業種：食料品販売）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 開店時刻及び閉店時間

（変更前）午前10時（年間53日 午前9時30分）～午後8時（年間60日 午後9時）
 （変更後）午前9時30分～午後9時45分
 ＊変更は株式会社東武ストアのみ
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前10時（年間53日 午前9時30分）～午後8時（年間60日 午後9時）
 （変更後）午前9時～午後10時
 - (3) 変更年月日 平成16年7月15日
- 6 処理経過：
 - ①届出日 平成16年7月6日
 - ②公告縦覧期間 平成16年7月30日～16年11月30日
 - ③説明会 平成16年7月30日 不要承認
- 7 市町村・住民等の意見：
 - ・白井市の意見 なし
 - ・住民等の意見 なし
- 8 県の意見 「意見なし」 平成17年1月17日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、営業時間を変更するものであるが、この変更は夜間にかかるものではなく、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響は少ないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく白井市及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

- ① 店舗面積：6,979㎡
- ② 駐車場の収容台数：473台
- ③ 駐輪場の収容台数：365台
- ④ 荷さばき施設の面積：368㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：112m³
- ⑥ 営業時間
 - 開店時刻：午前9時30分
 - 閉店時刻：午後9時45分
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯
 - 午前9時～午後10時
- ⑧ 駐車場の出入口の数：5か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯
 - ・午前6時～午後9時

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：カワチ薬品旭店
- 2 所在地：旭市ニ字白塚5384番1ほか
- 3 建物設置者：株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二
- 4 小売業者名：株式会社カワチ薬品
- 5 変更しようとする事項

駐車場の位置

変更年月日 平成17年2月2日

6 処理経過：

- (1) 届出日 平成16年6月1日
- (2) 公告縦覧期間 平成16年6月29日～10月29日
- (3) 説明会開催不要通知 平成16年6月18日

7 市町村・住民等の意見：

- ・旭市の意見 なし
- ・住民等の意見 なし

8 県の意見 「意見なし」 平成17年1月12日通知

<理由>

- 1 当該変更は、駐車場収容台数の増加を行うに当たり、来退店客への安全管理上の配慮により駐輪場施設の位置を変更するものであり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと認められること。
- 2 法第8条第1項に基づく旭市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- ① 店舗面積：2,698㎡
- ② 駐車場の収容台数：143台
- ③ 駐輪場の収容台数：71台
- ④ 荷さばき施設の面積：94㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：22㎡
- ⑥ 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前9時
 - ・ 閉店時刻：午後10時
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯：
午前8時45分～午後10時15分
- ⑧ 駐車場の出入口の数：2か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯：午前8時
～午後8時30分

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 サンピア
- 2 所在地 東金市東岩崎8番地10ほか
- 3 建物設置者 協同組合東金ショッピングセンター 代表理事 中村秀朗ほか
- 4 小売業者名 イオン株式会社ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
 (変更前) 翌午前9時…イオン㈱のうち食品売場
 午後8時(年間60日 午後9時)
 …イオン㈱のうち食品売場以外の売場及び他の小売業者
 (変更後) 午後10時…イオン㈱のうち食品売場以外の売場及び㈱多田屋
 イオン㈱食品売場及び他の小売業者は変更なし
- 6 変更年月日 平成16年7月8日
- 7 処理経過
 - (1) 届出日 平成16年7月6日
 - (2) 公告縦覧期間 平成16年7月30日～11月30日
 - (3) 説明会開催不要承認 平成16年7月30日
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 東金市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- ① 店舗面積：14,400㎡
- ② 駐車場の収容台数：760台
- ③ 駐輪場の収容台数：300台
- ④ 荷さばき施設の面積：193㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：253㎡
- ⑥ 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前9時
 - ・ 閉店時刻：翌午前9時
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯：
 午前8時30分～翌午前8時30分
- ⑧ 駐車場の出入口の数：4か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯：午前6時～午後9時

9 県の意見 「意見なし」 平成17年1月14日通知

<理由>

- 1 当該変更は、閉店時刻等の繰下げを行うもので、その変更は夜間（午後10時以降）に及ぶものではなく、イオン(株)食品売場において、既に24時間の営業を行っており、交通への影響はほとんどないと考えられること。騒音の予測値については、概ね基準値以下であり、夜間の騒音レベルが基準値を超える1地点(車両走行音)においても、車両走行音は発生時間が短く、時間も限定的であり、夜間の時間帯は出入口付近において来客車両に対し徐行を促すことにより、周囲への影響は少ないものと考えられること。また、廃棄物についても現在の保管容量で足りると予想されることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと認められること。

- 2 法第8条第1項に基づく東金市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 マルエツ国分寺台店
- 2 所在地 市原市南国分寺台3丁目9番1号
- 3 建物設置者 株式会社マルエツ 代表取締役 太田清徳
- 4 小売業者名 株式会社マルエツ

5 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
(変更前) 午後9時(年間120日 午後8時)
(変更後) 午後9時50分
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午後9時15分(年間120日 午後8時15分)
(変更後) 午後10時

6 変更年月日 平成16年7月13日

7 処理経過

- (1) 届出日 平成16年7月9日
- (2) 公告縦覧期間 平成16年8月6日～12月6日
- (3) 説明会開催不要承認 平成16年8月9日

8 市町村・住民等の意見

- (1) 市原市の意見 ①騒音・振動、車のアイドリング行為等により、周辺住民の生活環境が損なわれないように配慮すること。
- (2) 住民等の意見 なし

<届出概要>

- ① 店舗面積：1,147㎡
- ② 駐車場の収容台数：63台
- ③ 駐輪場の収容台数：57台
- ④ 荷さばき施設の面積：72㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：18㎡
- ⑥ 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前10時(年間60日 午前9時)
 - ・ 閉店時刻：午後9時50分
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯：
午前9時45分
(年間60日 午前8時45分)
～午後10時
- ⑧ 駐車場の出入口の数：2か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯：午前4時～翌午前0時

9 県の意見 「意見なし」 平成17年1月24日通知

<理由>

- 1 当該変更は、閉店時刻の繰下げ等を行うもので、その変更は夜間（午後10時以降）に及ぶものではなく、交通への影響はほとんどないと考えられること。騒音の予測値については、概ね基準値を下回り、基準値を超える地点(冷凍機室外機音)においては、当該機器を現在位置から、4m以上敷地境界から離れた位置に移設する対策により、基準値を下回ることとなり、周囲への影響は少ないものと考えられること。また、廃棄物についても現在の保管容量で足りると予想されることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと認められること。
- 2 市意見については、設置者から市意見に対応する旨の報告書が提出され、
 - ①駐車場内に「低速走行を促す看板」及び「アイドリングストップを促す看板」を設置し、周辺住民の生活環境に悪影響を与えない様、十分配慮し運営して参ります。法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 (仮称)館山マーケットプレイス
- 2 所在地 館山市湊字竹ノ下188番1号ほか
- 3 建物設置者 株式会社尾張屋 代表取締役 平野大輔
- 4 小売業者名 株式会社尾張屋ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 廃棄物保管施設の位置
店舗B及び店舗Cにおける廃棄物保管施設の位置のみの変更
 - (5) 変更年月日 平成17年3月14日
- 6 処理経過
 - (1) 届出日 平成16年7月13日
 - (2) 公告縦覧期間 平成16年8月6日～12月6日
 - (3) 説明会開催不要承認 平成16年8月9日
- 7 市町村・住民等の意見
 - (1) 館山市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし
- 8 県の意見 「意見なし」 平成17年1月14日通知

<理由>

- 1 当該変更は、店舗B及び店舗Cにおける廃棄物保管施設の位置のみの変更であり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと認められること。
- 2 法第8条第1項に基づく館山市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- ① 店舗面積：4,688㎡
- ② 駐車場の収容台数：317台
- ③ 駐輪場の収容台数：141台
- ④ 荷さばき施設の面積：487㎡
- ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量：54㎡
- ⑥ 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前9時30分
 - ・ 閉店時刻：午後8時
- ⑦ 駐車場利用可能時間帯：
午前9時～午後8時30分
- ⑧ 駐車場の出入口の数：5か所
- ⑨ 荷さばき可能時間帯：午前8時～翌午前3時

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：根本ビル
- 2 所在地：松戸市二十世紀が丘中松町98番地ほか
- 3 建物設置者：根本一男
- 4 小売業者名：株式会社ライフコーポレーション（業種：SM）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 午前10時（年間60日午前9時）から午後9時（年間60日午後10時）
 (変更後) 午前9時から午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前9時30分（年間60日午前8時30分）から午後9時10分（年間60日午後10時10分）まで
 (変更後) 午前8時30分から午後10時10分（第2駐車場は午後10時）まで
 - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 (変更前) 午前4時から午後7時まで
 (変更後) 午前6時から午後7時まで
 - (4) 変更年月日 平成16年 5月16日
- 6 処理経過：
 - (1) 届出日 平成16年 4月30日
 - (2) 公告縦覧期間 平成16年 6月18日～平成16年10月18日
 - (3) 説明会 日 時 平成16年 6月12日 午後2時から
場 所 松戸市二十世紀が丘市民センター2階会議室
- 7 市町村・住民等の意見：
 - (1) 松戸市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし
- 8 県の意見 「意見なし」 平成16年12月14日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、開店時刻の繰り上げ、閉店時刻の繰り下げ等を行うもので、その変更は夜間（午後10時以降）に及ぶものであるが、交通への影響はほとんどないと考えられ、騒音の予測値は概ね基準値を下回り、基準値を越える箇所についても保全対象側では評価基準値を下回っていること、また、廃棄物についても現在の保管容量で足りると予想されることから、今回の変更により、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく松戸市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

- | | |
|---|-----------------------|
| ① 店舗面積： | 2, 448 m ² |
| ② 駐車場の収容台数： | 98台 |
| ③ 駐輪場の収容台数： | 176台 |
| ④ 荷さばき施設の面積： | 68 m ² |
| ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量： | 33 m ³ |
| ⑥ 営業時間
開店時刻：午前9時
閉店時刻：午後10時 | |
| ⑦ 駐車場利用可能時間帯
午前8時30分～午後10時10分（第2駐車場は午後10時） | |
| ⑧ 駐車場の出入口の数： | 3か所 |
| ⑨ 荷さばき可能時間帯
午前6時～午後7時 | |

報告案件 13

変更事項届出の概要（法附則第5条第1項）

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：コープ鎌ヶ谷
- 2 所在地：鎌ヶ谷市道野辺本町1丁目108番地1ほか
- 3 建物設置者：生活協同組合ちばコープ 理事長 田井修司
- 4 小売業者名：生活協同組合ちばコープ（業種：食料品スーパー）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前10時から午後9時
(変更後) 午前9時から午後11時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時45分から午後9時30分まで
(変更後) 午前8時45分から午後11時30分（屋上駐車場は午後10時）まで
 - (3) 変更年月日 平成16年 6月10日
- 6 処理経過：
 - (1) 届出日 平成16年 6月 3日
 - (2) 公告縦覧期間 平成16年 7月 6日～平成16年11月 6日
 - (3) 説明会 日 時 平成16年 7月27日 午後2時から、午後4時から
場 所 ちばコープ鎌ヶ谷 組合員集会室
- 7 市町村・住民等の意見：
 - (1) 鎌ヶ谷市の意見 あり
 - ・業務執行に当たっては、公害防止に係る各法令を遵守願います。
(規制基準の遵守、特定施設使用設置届けの提出等)
 - (2) 住民等の意見 なし
- 8 県の意見 「意見なし」 平成17年 1月14日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、開店時刻の繰り上げ、閉店時刻の繰り下げ等を行うもので、その変更は夜間（午後10時以降）に及ぶものであるが、交通への影響はほとんどないと考えられ、騒音の予測値は概ね基準値を下回り、基準値を超える3箇所のうち2箇所は保全対象側では基準値を下回っていること、保全対象側で基準値を超える1箇所については住居等がなく、かつ、現況の騒音レベルが予測値を上回っており、生活環境に与える影響はほとんどないと認められること、また、廃棄物についても現在の保管容量で足りると予想されることから、周辺地域の生活環境

<店舗概要>

- | | |
|---|----------------------|
| ① 店舗面積： | 1,990 m ² |
| ② 駐車場の収容台数： | 160台 |
| ③ 駐輪場の収容台数： | 212台 |
| ④ 荷さばき施設の面積： | 123 m ² |
| ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量： | 32 m ³ |
| ⑥ 営業時間
開店時刻：午前 9時
閉店時刻：午後11時 | |
| ⑦ 駐車場利用可能時間帯
午前8時45分～午後11時30分（屋上駐車場は午後10時） | |
| ⑧ 駐車場の出入口の数： | 3か所 |
| ⑨ 荷さばき可能時間帯
午前6時～午後4時 | |

に及ぼす影響はほとんどないものと認められること。

(2) 法第8条第1項の規定による鎌ヶ谷市の意見に対して

- ・ 特定施設使用設置届けに関しましては、鎌ヶ谷市の指導により提出いたしました。
- ・ 規制基準につきましては遵守いたします。

との回答が提出され、鎌ヶ谷市の了解を得ていること。

(3) 法第8条第2項の規定による住民等の意見がないこと。

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：新柏一丁目店舗
 - 2 所在地：柏市新柏1丁目4番3ほか
 - 3 建物設置者：東武鉄道株式会社 代表取締役 根津嘉澄
 - 4 小売業者名：株式会社東武ストア（業種：食料品スーパー）
 - 5 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 午前10時から午後9時
 (変更後) 午前9時から午後9時45分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前9時45分から午後9時15分まで
 (変更後) 午前8時45分から午後10時まで
 - (3) 変更年月日 平成16年 6月25日
 - 6 処理経過：
 - (1) 届出日 平成16年 6月 8日
 - (2) 公告縦覧期間 平成16年 7月16日～平成16年11月16日
 - (3) 説明会開催不要承認 平成16年 7月20日
 - 7 市町村・住民等の意見：
 - (1) 柏市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし
 - 8 県の意見 「意見なし」 平成17年 1月14日通知
- <理由>
- (1) 当該変更は、開店時刻の繰り上げ、閉店時刻の繰り下げ等を行うもので、その変更は夜間（午後10時以降）に及ぶものではなく、交通への影響はほとんどないと考えられ、騒音の予測値はすべて基準値を下回っていること、また、廃棄物についても現在の保管容量で足りると予想されることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと認められること。
 - (2) 法第8条第1項に基づく柏市の意見及び法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

- | | |
|-------------------------------------|----------------------|
| ① 店舗面積： | 2,704 m ² |
| ② 駐車場の収容台数： | 111台 |
| ③ 駐輪場の収容台数： | 135台 |
| ④ 荷さばき施設の面積： | 126 m ² |
| ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量： | 30 m ³ |
| ⑥ 営業時間
開店時刻：午前9時
閉店時刻：午後9時45分 | |
| ⑦ 駐車場利用可能時間帯
午前8時45分～午後10時 | |
| ⑧ 駐車場の出入口の数： | 1か所 |
| ⑨ 荷さばき可能時間帯
午前6時～午後9時 | |

報告案件 15

変更事項届出の概要 (法第6条第2項)

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：野田みずきショッピングセンター I 期
- 2 所在地：野田市みずき2丁目12番地
- 3 建物設置者：株式会社新都市ライフ 代表取締役 齋藤幸一
- 4 小売業者名：株式会社いなげや (業種：食料品スーパー) ほか
- 5 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2, 997 m²

(変更後) 3, 742 m²

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 272台

(変更後) 230台

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 70台

(変更後) 191台

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 140 m²

(変更後) 194 m²

(5) 廃棄物保管施設の位置及び容量

(変更前) 40 m³

(変更後) 44 m³

(6) 変更年月日 平成17年 3月 1日

6 処理経過：

(1) 届出日 平成16年 6月10日

(2) 公告縦覧期間 平成16年 7月16日～平成16年10月16日

(3) 説明会 日 時 平成16年 7月22日 午後2時から

場 所 野田市南部梅郷公民館

<店舗概要>

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 店舗面積： | 3, 742 m ² |
| ② 駐車場の収容台数： | 230台 |
| ③ 駐輪場の収容台数： | 191台 |
| ④ 荷さばき施設の面積： | 194 m ² |
| ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量： | 44 m ³ |
| ⑥ 営業時間 | |
| 開店時刻： | 午前10時 |
| | (年間120日は午前9時) |
| 閉店時刻： | 午後10時 |
| ⑦ 駐車場利用可能時間帯 | |
| | 午前9時30分～午後10時30分 |
| ⑧ 駐車場の出入口の数： | 2か所 |
| ⑨ 荷さばき可能時間帯 | |
| | 午前6時～午後10時 |

7 市町村・住民等の意見：

(1) 野田市の意見 あり

- ①事業系一般廃棄物減量化計画書の提出及び廃棄物管理責任者の設置を行うこと、ゴミの減量とリサイクルの推進に努力すること。
- ②営業時間終了後は、駐車場の出入りができないようにすること。
- ③営業時間中、駐車場内の照明は顔が見える程度の光量を確保すること。
- ④工事中の工事車両の運行については、幼児、児童生徒の安全に細心の注意を払い、事故の無いよう配慮すること。また、開店後も駐車場の出入りには安全に配慮すること。
- ⑤関係小中学校への連絡をし、必要に応じて学校の意見を聞き対応すること。
- ⑥野田市宅地開発指導要綱により事前協議を行うこと。

(2) 住民等の意見 なし

8 県の意見 「意見なし」 平成17年 1月12日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、店舗の増床（745 m²）及びそれに伴う荷さばき施設、廃棄物保管施設の設置並びに店舗増床用地となる駐車場の収容台数の縮減等を行うものであるが、駐車場収容台数については利用実績から縮減後の台数でも十分な台数が確保できる見込みであり、また、交通への影響はほとんどないと考えられ、騒音の予測値は概ね基準値を下回り、基準値を超える箇所についても保全対象側では基準値を下回っていること。荷さばき施設についても必要な施設が確保されていると認められ、廃棄物についても増床後で、指針を上回る保管容量が確保されていることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項の規定に基づく野田市の意見に対しては、以下のとおり対応報告があり、対応策については野田市の同意を得ていること。
 - ①事業系一般廃棄物減量化計画書の提出及び廃棄物管理責任者の設置については、引き続き事業用大規模建築物で営業を行う事業者が行ってまいります。また、ゴミの減量とリサイクルの推進には、努めてまいります。
 - ②従来どおり、駐車場の駐車可能時間帯以後は、駐車場の出入りができないようにいたします。
 - ③従来どおり、営業時間中の駐車場内の照明は、顔が見える程度の光量を確保いたします。
 - ④工事中の工事車両の運行については、安全に十分配慮いたします。開店後の駐車場の出入りについては、誘導サインの設置、店内掲示等による経路の周知を行うとともに、必要に応じて適宜交通整理員を配置し、安全に配慮いたします。
 - ⑤関係小中学校へは工事中の安全対策等について説明し、了解いただきました。
 - ⑥野田市宅地開発指導要綱による事前協議は行っております。変更等が生じた場合は、対応いたします。
- (3) 法第8条第2項の規定に基づく住民等の意見がなかったこと。

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：山崎ビル
- 2 所在地：野田市尾崎字尾崎前853番地1ほか
- 3 建物設置者：有限会社トローネン 代表取締役 山崎一枝
- 4 小売業者名：株式会社マルエツ（業種：食料品スーパー）ほか
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
 (変更前) 午後8時30分（年間60日 午後9時）
 (変更後) 午前9時50分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前9時45分（年間60日 午前8時45分）から午後8時45分（年間60日 午後9時15分）まで
 (変更後) 午前9時45分（年間60日 午前8時45分）から午後10時まで
 - (3) 変更年月日 平成16年 6月15日
- 6 処理経過：
 - (1) 届出日 平成16年 6月10日
 - (2) 公告縦覧期間 平成16年 7月16日～平成16年11月16日
 - (3) 説明会 日 時：平成16年 7月27日 午後1時から
 場 所：北コミュニティセンター内 北コミュニティ会館
- 7 市町村・住民等の意見：
 - (1) 野田市の意見 あり
 - ①営業時間終了後は、駐車場の出入りができないようにすること。
 - ②営業時間中、駐車場内の照明は、顔が見える程度の光量を確保すること。
 - ③青少年への注意・助言及び警察との連携強化
 - ④適正な警備人員の確保と「たまり場」となる区域への定期的な巡回警備
 - ⑤駐車場で安全管理
 - ⑥施設全体の巡回警備
 - (2) 住民等の意見 なし

<店舗概要>

- | | |
|---|-----------------------|
| ① 店舗面積： | 2, 617 m ² |
| ② 駐車場の収容台数： | 89台 |
| ③ 駐輪場の収容台数： | 149台 |
| ④ 荷さばき施設の面積： | 171 m ² |
| ⑤ 廃棄物等の保管施設の容量： | 30 m ³ |
| ⑥ 営業時間
開店時刻：午前10時
(年間60日午前9時)
閉店時刻：午後9時50分 | |
| ⑦ 駐車場利用可能時間帯
午前9時45分(年間60日 午前8時
45分)～午後10時 | |
| ⑧ 駐車場の出入口の数： | 4か所 |
| ⑨ 荷さばき可能時間帯
午前6時～午後7時 | |

8 県の意見 「意見なし」 平成17年 1月14日通知

<理由>

- (1) 当該変更は、閉店時刻の繰り下げ等を行うもので、その変更は夜間（午後10時以降）に及ぶものではなく、交通への影響はほとんどないと考えられ、騒音の予測値はすべて基準値を下回っていること、また、廃棄物についても現在の保管容量で足りると予想されることから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響はほとんどないものと認められること。
- (2) 法第8条第1項に基づく野田市の意見に対しては、
 - ① 防犯上、当該駐車場の関係者以外の自由な出入りを阻止すべく、チェーンバリカー等を用いて、駐車場利用可能時間帯以外の利用を規制いたします。
 - ② 防犯上、ひったくり・痴漢・車上狙い等の事件を未然に防ぐべく、駐車場利用可能時間帯の照明は、顔が見える程度の光量を確保いたします。
 - ③ 青少年の非行を防止すべく、必要に応じ警察との連携を図ることで地域に協力いたします。
 - ④ 適正な警備人員による定期的な巡回警備を実施いたします。
 - ⑤ 定期的な巡回警備や、適度な照度の確保、利用時間帯以外についてはチェーンバリカー等による利用規制等で防犯対策いたします。来店車両の低速走行を促す看板設置等により安全管理を図っております。
 - ⑥ 定期的な巡回警備を店内、店頭、駐車場、駐輪場等に対して実施しております。
との回答が示され、野田市の了解を得ていること。
- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。